

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年 6月26日
【会社名】	株式会社いなげや
【英訳名】	Inageya Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 成瀬 直人
【本店の所在の場所】	東京都立川市栄町六丁目 1 番地の 1
【電話番号】	042-537-5111 (大代表)
【事務連絡者氏名】	専務取締役グループ管理本部担当 藤本 勇
【最寄りの連絡場所】	東京都立川市栄町六丁目 1 番地の 1
【電話番号】	042-537-5111 (大代表)
【事務連絡者氏名】	専務取締役グループ管理本部担当 藤本 勇
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

平成27年6月25日開催の当社第67回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成27年6月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

(1) 株主に対する剰余金の配当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金7円50銭 総額348,282,908円

(2) 効力発生日

平成27年6月26日

第2号議案 定款一部変更の件

主な変更点は以下のとおりであります

(1) 現行定款第22条(任期)を変更し、取締役の任期を2年から1年に短縮する。

(2) 上記(1)の取締役任期短縮に伴い、会社法第459条第1項の規定に基づき剰余金の配当等を取締役会の決議により可能とする旨の定めを新設する。

(3) 現行定款第29条(取締役の責任免除)第2項および同第38条(監査役の責任免除)第2項を変更し、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)および監査役について責任限定契約の締結を可能とする。

第3号議案 取締役13名選任の件

取締役として、遠藤正敏、成瀬直人、藤本勇、木村博尚、倉橋久和、島本和彦、八丸良久、井原良幸、水口嘉徳、宮島智美、内山一美、佐藤浩二、横井直人の13氏を選任する。

なお、内山一美、佐藤浩二、横井直人の3氏は社外取締役であります。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として、松村眞澄氏を選任する。

第5号議案 取締役賞与支給の件

当期末時点の取締役12名(社外取締役を除く)に対し総額3,000万円の取締役賞与を支給することとし、各取締役に対する個別支給額、支給の時期等については取締役会に一任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	373,124	140	-	(注)1	可決 90.21
第2号議案	353,340	19,924	-	(注)2	可決 85.42
第3号議案					
遠藤 正敏	360,123	13,102	-	(注)3	可決 87.06
成瀬 直人	360,172	13,053	-		可決 87.08
藤本 勇	370,430	2,795	-		可決 89.56
木村 博尚	370,430	2,795	-		可決 89.56
倉橋 久和	370,419	2,806	-		可決 89.55
島本 和彦	370,430	2,795	-		可決 89.56
八丸 良久	370,430	2,795	-		可決 89.56
井原 良幸	370,430	2,795	-		可決 89.56
水口 嘉徳	370,430	2,795	-		可決 89.56
宮島 智美	372,903	322	-		可決 90.15
内山 一美	319,632	53,593	-		可決 77.28
佐藤 浩二	371,573	1,652	-		可決 89.83
横井 直人	372,893	332	-		可決 90.15
第4号議案					
松村 眞澄	373,087	177	-	(注)3	可決 90.20
第5号議案	372,694	570	-	(注)1	可決 90.10

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) (3)の議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分および当日出席した一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、全ての議案は可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したことから、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上